

「傘の共有サービス」に関する公募

1. 企画競争に付する事項

(1) 業務名

傘の共有サービス

(2) 業務の趣旨

九州大学伊都地区において、学生及び教職員等の福利厚生の実現及び利便性の向上を図るため、傘の共有サービスを実施する。

(3) 業務の内容

九州大学伊都地区内に傘立てを設置し、学生及び教職員等が傘を借り、所定の場所で返却することができるシステムを整備すること。

(4) 業務実施期間

本契約の期間は、契約開始日から半年間とする。ただし、契約満了日の1ヶ月前までに甲乙いずれからも申し入れがない場合は、以後半年間の自動更新とする。

ただし書きにかかわらず、本契約の期間は当初契約開始日より3年を限度とする。

2. 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 国立大学法人九州大学契約事務取扱規程第5条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 国立大学法人九州大学契約事務取扱規程第6条の規定に該当しない者であること。

(3) 総長から取引停止の措置を受けている期間中のものでないこと。

3. 特殊な技術等の条件

(1) 九州大学伊都地区内の指定する箇所に傘立てを設置し、貸し出し用の傘を設置すること。

(2) 利用者が簡易な手続きで傘の貸し出しを受けることが可能なシステムとすること。

(3) 公共性に鑑み、傘の貸し出し料金は低廉なものとし、傘を紛失等した場合を含め、利用者が過度に負担を強いられるものでないこと。

(4) 貸し出し等にあたっては現金を用いず、電子決済システム等を用いた決済を利用すること。

(5) 九州大学伊都地区内で貸し出した傘は、九州大学伊都地区内に限らず、学外でも返却することができること。

- (6) 学外で貸し出した傘を、九州大学伊都地区内でも返却することができること。
- (7) 九州大学伊都地区内に設置した傘立ての傘の在庫状況及び管理状況について、遠隔及び実地により確認・把握し、適時適切な管理を実施することができること。
- (8) 傘の貸し出しにより得た売り上げの一部を本学に手数料として納付すること。
- (9) (1) から (8) の他、傘の貸し出し、返却等に関して、本学の学生及び教職員の福利厚生の実施及び利便性の向上のための施策を提案、実施すること。

4. 企画競争の条件等を満たしている旨等の意思表示

本企画競争の条件を満たしており、参加の希望をする者は、令和8年3月23日（月）17時までに下記担当まで E-mail により意思表示を行うこと。

【本件担当】

住所：〒819-0395 福岡市西区元岡744

担当：九州大学総務部総務課総務総括係 関口

E-Mail : syssumu1@jimu.kyushu-u.ac.jp